

短期留学（語学研修）危機管理マニュアル

2022年7月 国際交流委員会

本マニュアルは短期留学制度に係る危機管理マニュアルである。

国際交流委員会は国際交流オフィス等の担当教職員と互いに連携し、留学準備期間中（渡航前）、留学期間中（渡航後）において、学生の安全管理上の問題が発生した場合に、以下に従って問題に対処し、安全管理に最善を尽くす。

1. 国際交流委員会は留学実施中（渡航後）、あるいは留学前（渡航前）において緊急事態のため旅程の変更等が必要になった場合、担当者（引率教員、国際交流オフィス等）、総務課長または事務局長に連絡し、連絡を受けた者が緊急連絡網（別添）に従い連絡する。また事務所管である総務課長は必要に応じて危機管理委員長に招集を建言する。
2. 国際交流委員会は旅程変更の判断について、渡航前・渡航後の段階において、原則として外務省の国・地域別海外安全情報（「危険情報」および「感染症危険情報」）に従い併せてその他の情報も十分検討する。

学生の海外派遣基準

外務省海外安全情報 (危険情報および感染症危険情報)		本学対応の基本方針
危険レベル1 十分注意してください	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	派遣実施の是非を検討。 派遣中の場合は旅程見直しを検討。
危険レベル2 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	派遣は原則中止、感染症危機の場合は派遣先機関と連携し出発可否を検討。 派遣中の場合は検討のうえ帰国を指示する。
危険レベル3 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	派遣は中止。 派遣中の場合は即時の帰国を指示する。感染症危機の場合は日本国内の状況を鑑み学生本人の安全確保を最優先とした帰国時期を検討。
危険レベル4 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	派遣は中止。 派遣中の場合は即時の帰国を指示する。

(1) 海外渡航前の危機発生対応：

① 危険度が発令されていない場合

- ・国際交流委員会は外務省の安全情報、受け入れ大学（協定校・協力校）、および在外公館等からの情報に基づき、安全確保や作業スケジュール、ならびにその対応を協議し、必要に応じて、協議内容を危機管理委員会に報告し、審議する。
- ・国際交流委員会は渡航時の安全性が懸念される場合、継続して現地の情報収集に努めるとともに、受け入れ大学の意見も踏まえ、留学開始まで対策会議を定期的に行う。状況により出発の是非を検討し、危機管理委員会に報告し、審議する。

② 「危険レベル1：十分注意してください。」が発令されている場合

国際交流委員会は受け入れ大学・外務省・在外公館から情報を収集し、安全確保について協議し、出発の是非を検討する。その結果を危機管理委員会に報告する。必要に応じて、危機管理委員会は審議し、出発の是非を決定する。

③ 「危険レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」が発令されている場合

国際交流委員会は原則として、留学生の渡航を見合わせ、危機管理委員会に報告する。

④ 「危険レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」が発令されている場合

国際交流委員会は留学生の渡航を見合わせ、危機管理委員会に報告する。

⑤ 「危険レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」が発令されている場合

国際交流委員会は留学生の渡航を見合わせ、危機管理委員会に報告する。

(2) 渡航中（留学中）に外務省の危険度が発令された場合、および緊急事態が予想される場合

国際交流委員会は担当者（引率教員、国際交流オフィス等）と受け入れ大学および外務省や在外公館からの情報を検討し、対応を判断する。旅程変更は危機管理委員会の指示に拠るが、緊急の場合は受け入れ大学担当教職員の判断に拠る。

① 「危険レベル1：十分注意してください。」が発令された場合

国際交流委員会は引率担当者と受け入れ大学および担当旅行会社、外務省や在外公館等からの情報に基づき、安全確保について協議し、危機管理委員会に報告する。

② 「危険レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」が発令された場合

国際交流委員会は引率担当者・受け入れ大学・担当旅行会社・現地大使館・現地領事館

等と情報交換を行い、関連学科長、担当者（引率教員、国際交流オフィス等）とスケジュールを再検討し、帰国する等の検討を指示する。危機管理委員会に報告し、危機管理委員会は、対応を審議する。

③「危険レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」が発令された場合

国際交流委員会は引率担当者と受け入れ大学および担当旅行会社と連携し、滞在中の学生が帰国できるよう渡航手配し、危機管理委員会へ事態についての報告を行う。その間、学生に外出を避けるよう指示する。危機管理委員会は、学生が帰国するまで事態に対処する。

④「危険レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」が発令された場合

国際交流委員会は引率担当者と受け入れ大学および担当旅行会社と連携し、学生が即時帰国できるよう渡航手配し、危機管理委員会へ事態についての報告を行う。その間、学生に外出を避けるよう指示する。危機管理委員会は、学生が帰国するまで事態に対処する。

＜1＞渡航前の準備、心構え

- ①学生は自身の健康面に関して配慮すべき事項等がある場合は事前に国際交流オフィスまたは健康管理センターに相談しておくこと。不安がある場合は事前に参加の可否について主治医に相談し、英文での診断書を準備しておくこと。また、必要な薬剤を持参できるように準備すること。
- ②事前に派遣先の治安状況、伝染病・感染症等の情報を外務省ホームページ等で確認し、在外公館の連絡先の確認を行うこと。また「たびレジ」に登録すること。緊急事態発生時には外務省を通じて現地での危険情報や安否確認などの支援活動が受けられるため、手続きに用いたメールアドレス等の個人情報を管理しておくこと。
- ③学生はかならず海外旅行傷害保険（学研災の『付帯海学』を推奨）に加入する。また、保険証書の写しとパスポートの写しは保護者および国際交流オフィスに提出すること。
- ④学生は行程や宿泊先、現地担当教職員の連絡先等の情報を保護者に渡しておく。事故発生時における大学や保険会社への連絡方法について、学生本人が連絡できない場合を想定して事前に保護者と相談しておくこと。

＜2＞現地滞在中の留意事項等

- ①留学生として学ぶことを自覚し、品位を損ねるような迷惑行為をすることがないよう心がけること。
- ②学生は、「自分の身は自分で守ること」を自覚し、危険に遭わないための予防行動（貴重品の管理、華美な服装の注意、常に周囲に注意を払う、単独での移動を控える、知らない人についていかない等）を心がけ、滞在地域の防犯・災害情報に気をつけておくこと。
- ③学生は体調管理に努めること。暴飲暴食を慎み、生水・生ものを避け、睡眠を充分取るよう努めること。体調不良を感じたら早期に対処し、医療機関への受診など適切な対処を講じること。
- ④違法薬物の利用・所持・運搬には決して関わらないこと。
- ⑤不測の事態や事故、疾患にかかるなどの状況が発生した場合はすみやかに国際交流オフィスに連絡をするか、それができない場合は協定校の担当教職員に連絡すること。
- ⑥大規模な感染症や自然災害等の緊急事態においては、受け入れ大学の定める規則やガイドライン等に必ず従うこと。
- ⑦日本への連絡手段が確保でき次第、すみやかに京都文教大学・京都文教短期大学と保険会社へ連絡を行い、指示を仰ぐこと。
※新型コロナウイルスについては京都文教大学・京都文教短期大学健康管理センターへも連絡を行うこと（メール連絡で可）。
- ⑧大学の判断により、至急帰国を指示された場合はすみやかに準備することを了解しておくこと。